

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、パナソニック株式会社（所在地 大阪府門真市）外 1 社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 7 月 18 日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 松浦 千恵
電話 025-370-6650（課直通）

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真 1 0 0 6 番地

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 7 月 18 日～令和 7 年 8 月 17 日（1 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

上記有資格業者は、建設業法第 7 条第 2 号及び建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、建設業許可部局である関東地方整備局長より指示処分を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」
別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 7 月 18 日～令和 7 年 9 月 17 日（2 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

上記有資格業者は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、建設業許可部局である関東地方整備局長より 22 日間の営業停止処分を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」
別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内